

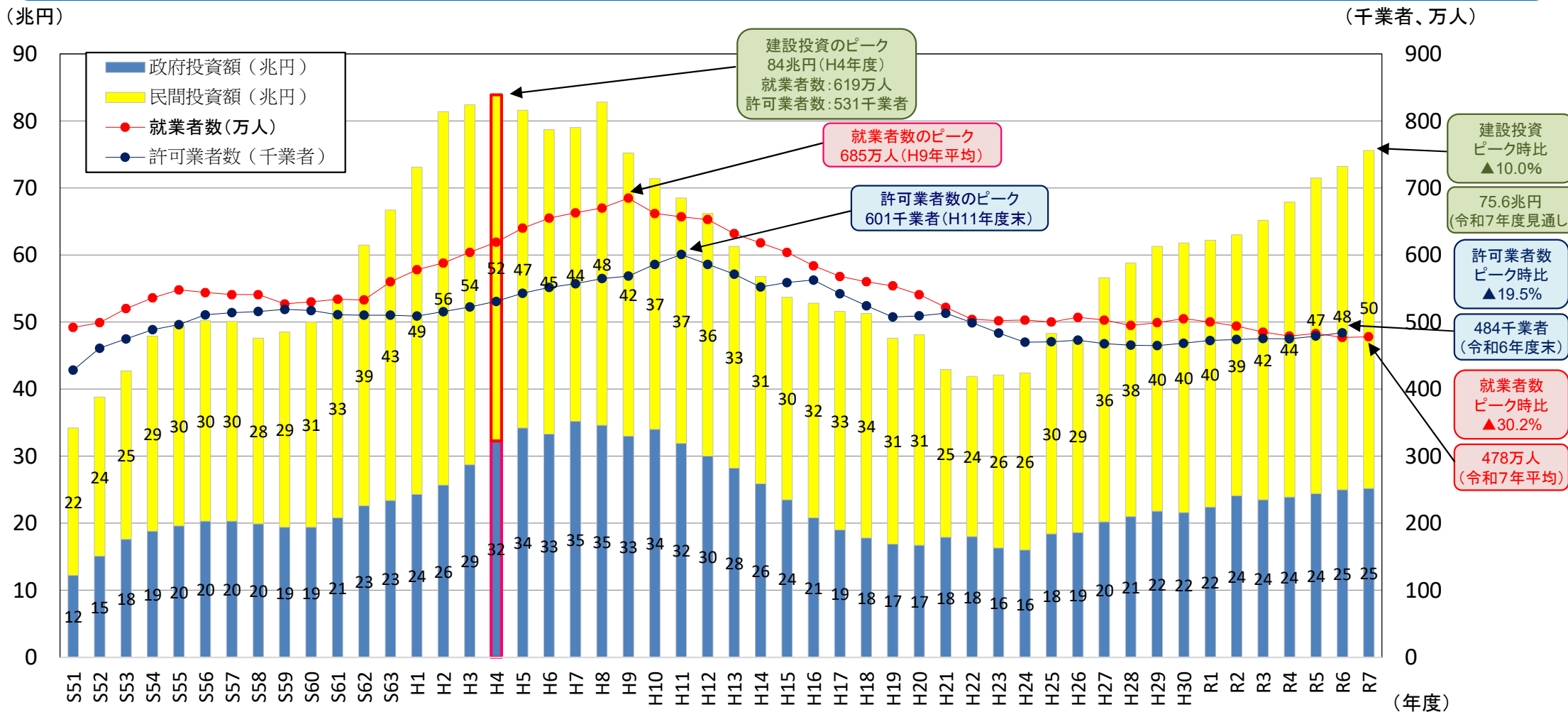
建設業における働き方改革について

中国地方整備局

建設産業の現状と課題 および法改正等の施策について

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和7年度は約76兆円となる見通し（ピーク時から約10%減）。
- 建設業者数（令和6年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20%減。
- 建設業就業者数（令和7年平均）は478万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和4年度（2022年度）まで実績、令和5年度（2023年度）・令和6年度（2024年度）は見込み、令和7年度（2025年度）は見通し

※平成27年度の建設投資額から建築補修（改装・改修）投資額を新たに計上している

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

注3 就業者数は年平均。平成23年（2011年）は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業就業者の現状

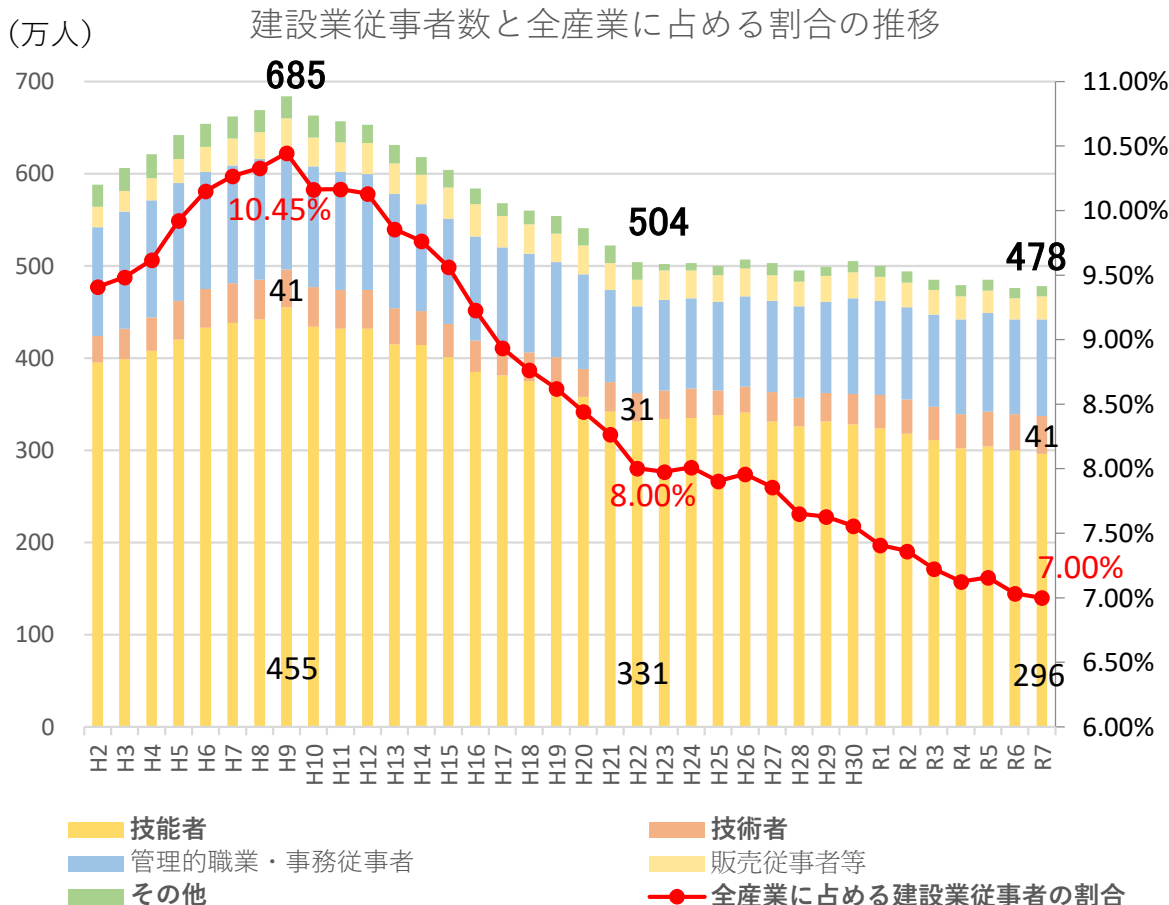
技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

○建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 478万人(R7)

○技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 41万人(R7)

○技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 296万人(R7)

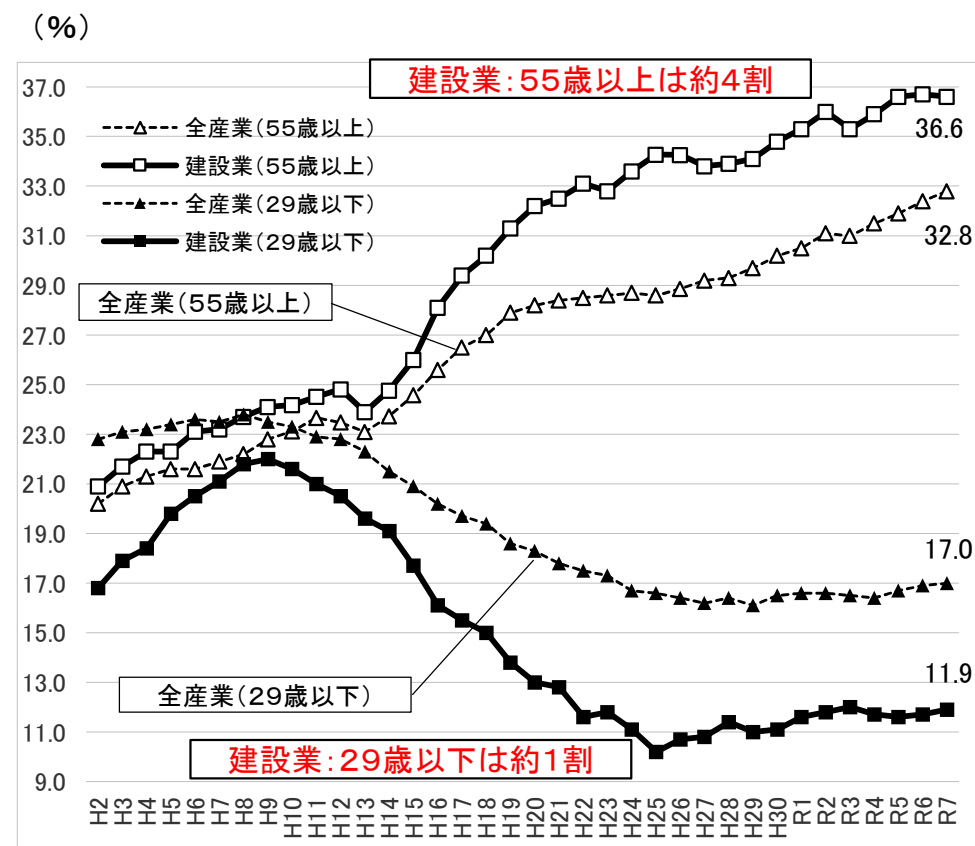


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.9%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

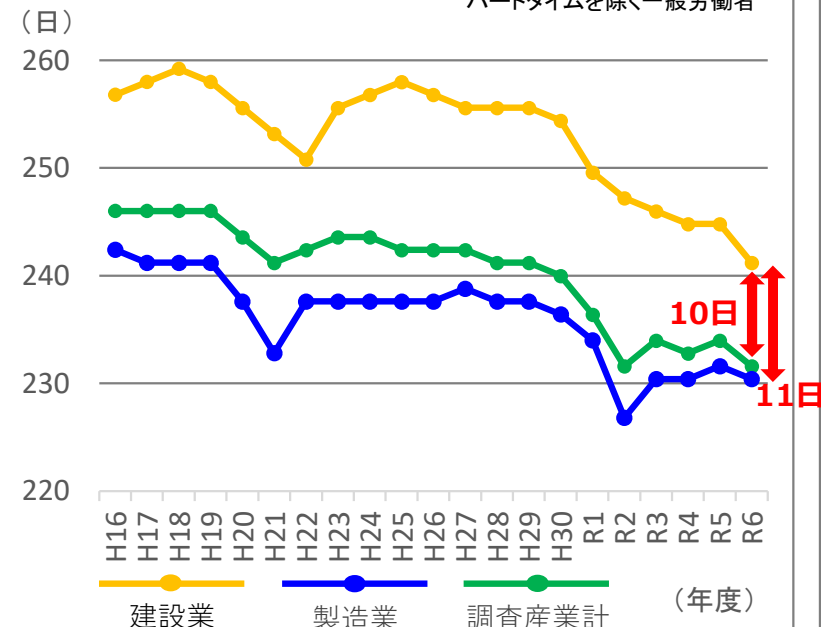


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

建設産業における働き方の現状

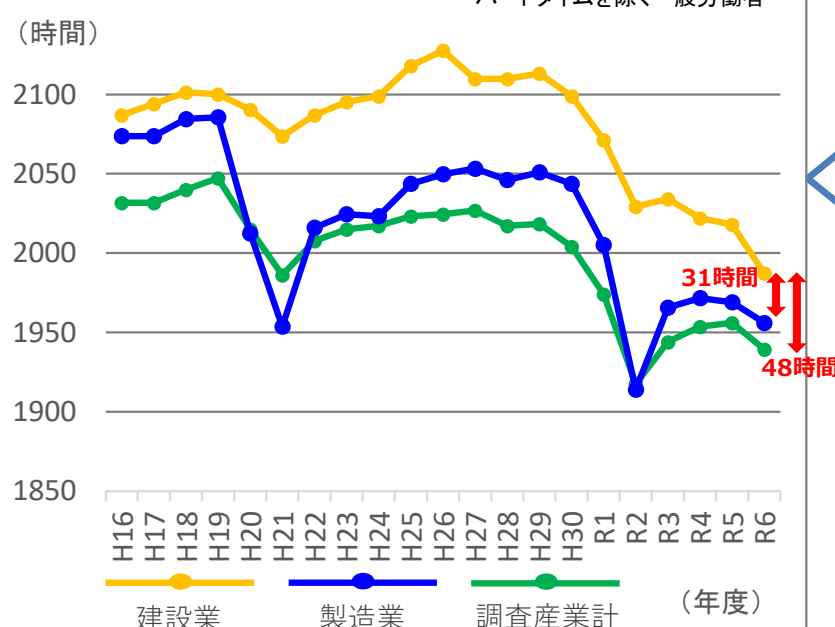
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

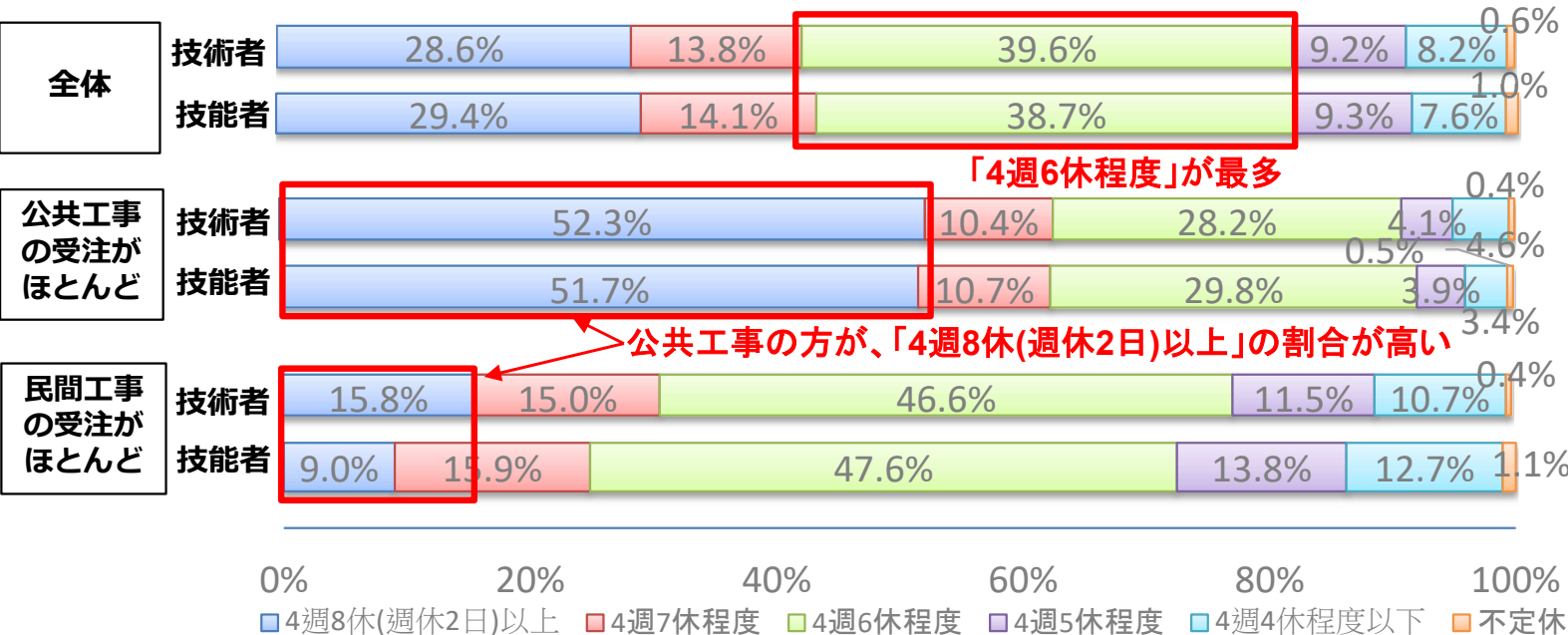
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



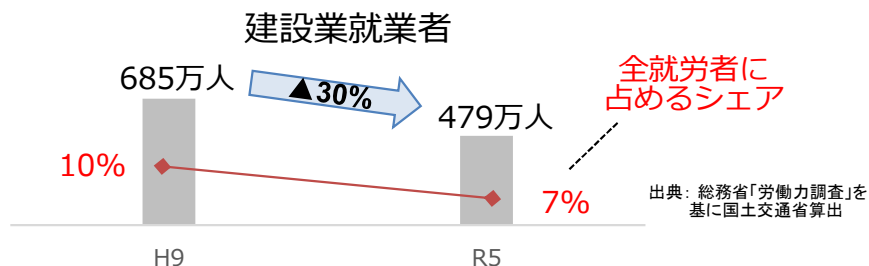
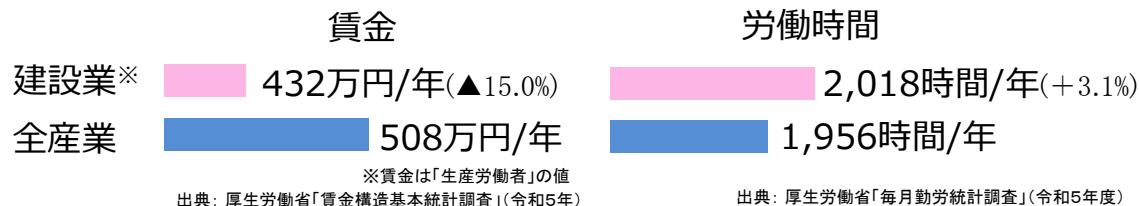
技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典: 国土交通省「令和6年度 適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」

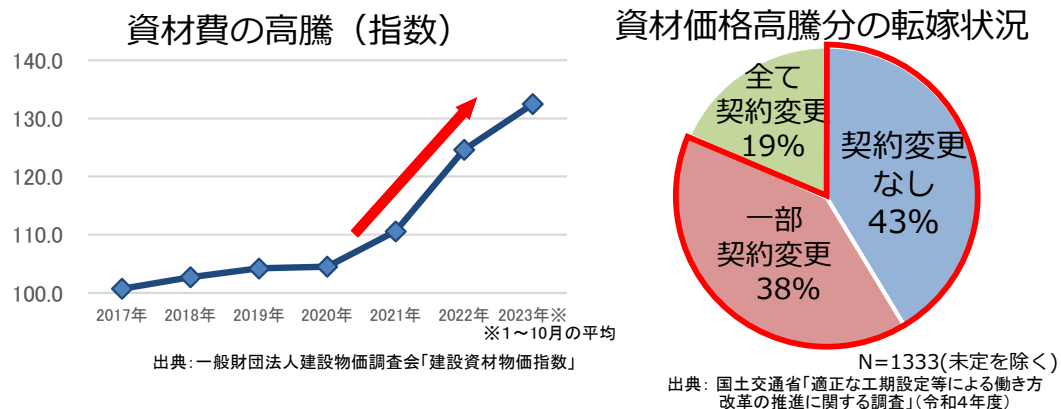
背景

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い

➡ 担い手の確保が困難



- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫

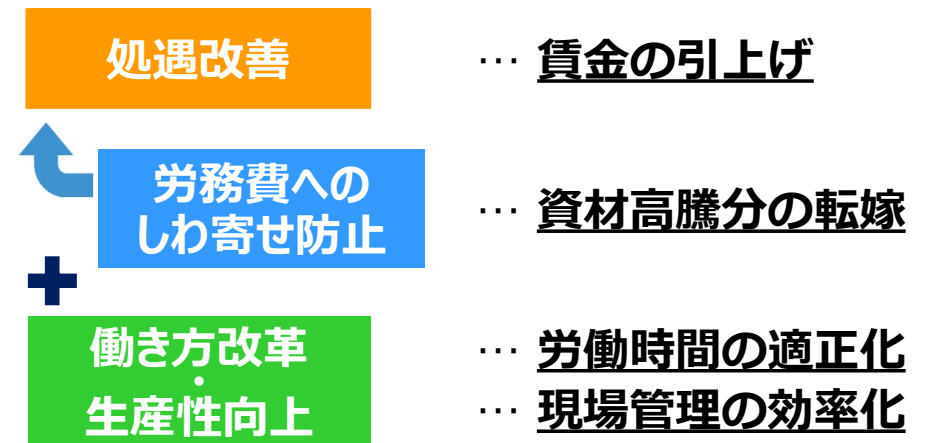


- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始

2024年
4月から

方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。



就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】
給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
+ カッコイイ

「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	(参考) ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

「工期に関する基準」改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。
- ・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。
※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) **自然要因**
- (2) **休日・法定外労働時間**
- (3) イベント
- (4) 制約条件
- (5) 契約方式
- (6) 関係者との調整
- (7) 行政への申請
- (8) **労働・安全衛生**
- (9) 工期変更
- (10) その他

- ・**自然要因（猛暑日）における不稼働**を考慮して工期設定。
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について（優良事例集）

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

令和6年12月からの施行に際して、制度運用上の留意点を取りまとめたガイドライン*を公表

【契約前】

契約書(イメージ)

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。



注文者

「資材高騰等のおそれ」
通知する義務



受注者

資材高騰等が顕在化したとき

【契約後】



注文者

「変更方法」に従って
請負代金**変更の協議**

誠実な協議の努力



受注者

なお、事前通知がなかったことのみでは、
協議を拒む理由にはならない
⇒契約上の「変更方法」に基づき適切に協議

*建設業法令遵守ガイドライン *発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項に

「契約変更を認めない」契約も、契約書の法定記載事項として認められない

おそれ情報の通知(受注者)

契約前に、**資材高騰等のリスク**を注文者・受注者の**双方**が共有

⇒契約後、実際に発生した場合の変更協議を円滑化

【「おそれ」情報の具体的内容】

天災などの自然的又は人為的な事象により生じる、

- ・ **主要な資機材の供給の不足／遅延**又は**資機材の価格の高騰**
- ・ 特定の工種における**労務の供給の不足**又は**価格の高騰**

※契約時に未発生の自然的事象に起因する事象については、発生の蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

【「おそれ」情報の通知方法】

- ・ 受注者の通常の事業活動において把握できる、**一定の客観性を有する統計資料等**に裏付けられた情報が根拠

※国や業界団体の統計資料、報道記事、下請業者・資材業者の記者発表など

- ・ **書面又はメール等の電磁的方法**により、**見積書交付等のタイミング**で通知

誠実協議 (注文者)

注文者は、受注者の協議申出に対して、協議のテーブルに着いたうえで、
変更可否について説明する必要

【「誠実」に協議に応じていないと思われる例】

- ・ 協議の開始自体を正当な理由なく**拒絶**
- ・ 協議の申出後、合理的な期間以上に協議開始を**あえて遅延**
- ・ 受注者の主張を一方的に否定or十分に聞き取らずに**協議を打ち切る**

中東情勢の変化を踏まえた建設工事の円滑な施工のための対応

3月27日(金) 国土交通省→建設業団体・民間発注団体

建設業に関し、中東情勢の変化等による原材料・エネルギー価格の上昇を踏まえ、適切な価格転嫁等について中小受託事業者に配慮するよう要請するとともに、セーフティネット貸付制度等について周知

○改正建設業法に基づく規定の遵守、活用

- ・通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止
- ・資材価格の高騰など「おそれ情報」を事前に注文者に通知し、契約変更の協議を円滑に行う制度の活用

3月31日(火) 国土交通省・総務省→自治体など公共発注者

中東情勢の変化等による原材料・エネルギーの取引価格を反映した、適正な請負代金の設定、適正な工期の確保について要請

○最新の实勢価格を適切に反映した予定価格の設定

○スライド条項の適切な運用

○契約後の想定外の納期遅延のおそれに対応した工期の延長等

○最新の情勢(供給量、価格)の把握、受注者からの相談対応等

4月8日(水) 国土交通省→建設業団体

溶剤等に関する安定的な調達に関する取組への協力を周知・依頼

4月14日(火) 国土交通省→建設業団体

溶剤等の流通における目詰まり箇所の特定期間を踏まえ、再度溶剤等に関する安定的な調達に関する取り組みへの協力を周知・依頼

4月30日(木) 国土交通省→建設業団体

全ての建設資材について、前年同月同量を基本とする発注を行うなど、工事予定に見合った適切な調達要請を行うとともに、相談窓口の活用等について再周知

5月27日(水) ①国土交通省→建設業団体・民間発注団体 ②国土交通省・総務省→自治体など公共発注者

中東情勢を踏まえた価格転嫁・適切な工期設定等について改めて要請

- ◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。

違反情報の収集

○下請取引等実態調査

建設工事における下請取引の適正化を図るため、毎年調査を実施
令和6年に調査対象業者数を3万業者に大幅拡大し、違反疑義情報を把握(令和7年も同様)

○駆け込みホットライン

各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」の通報窓口
建設業法違反の通報を受け付け、違反疑義情報を把握する



主な調査項目

○ 請負代金(労務費関係)

- ・ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適正な見積変更依頼をしていないか
- ・ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、請負代金が不当に低くなっているか
- ・ 注文者及び受注者のそれぞれにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)に示された12の行動指針に基づいた取組がとられているか
- ・ 労務費が標準労務費に照らして妥当か など

○ 工期／下請代金

- ・ 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知したか
- ・ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況
- ・ 資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか
- ・ 下請代金のうち労務費相当分を現金で支払っているか
- ・ 下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」となっていないか ※発注者の手形期間等も調査

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

- CCUSを取り巻く環境は、1. 第3次・担い手三法の施行、2. 育成就労制度の導入、3. 建退共制度の見直しにより、**本格運用開始以来の大変革期**を迎えている。
- CCUS**能力評価の位置付けは大幅に強化**され、**業界共通のインフラ**としての役割はより一層重要に。

建設キャリアアップシステム (CCUS)



1. 第3次・担い手三法の施行

- 建設業者に対し、労働者の**知識、技能等の評価に基づく賃金支払い**等を行うことを努力義務化

労務費に関する基準

①「CCUSレベル別年収」

- 「目標値」と「標準値」の2つの水準の値を設定
- 「目標値」を**適正な賃金としての支払いを推奨**
- 「標準値」を下回る支払いは、労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認



②「自主宣言制度」

- **CCUS活用**が必須項目の1つ
- 雇用する**技能者のCCUS詳細登録**が必須
- 自主宣言を行うことで経審において加点



2. 育成就労制度の導入

- 育成就労も、**企業はCCUSを登録、労働者はCCUSに登録していることが必須**
- 技能実習に比べ、**キャリアパスとしての活用**がより重要に
- 「外国人就労管理システム」、入管庁の「在留情報」と**CCUSを連携**

3. 建退共制度の見直し

- 建退共の**電子申請システムとの連携**により、**CCUSタッチで建退共掛金が蓄積**
- 退職金1,000万円以上を目指して、**複数掛金制度においてCCUSレベル**の活用を検討

建退共

- CCUSの就業履歴の蓄積については、高価なカードリーダーの設置が障壁となっていた。
- そのため、1. カードリーダー設置の支援、2. カードリーダー以外の手法の拡大を図ることにより、就業履歴を蓄積できる環境の整備を促進してきたところ。

1. カードリーダー設置の支援

＜①安価なカードリーダーの普及＞

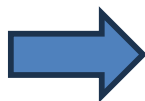
- ・従来のカードリーダーと比べて、1/3～1/10程度の金額のカードリーダーを導入。

【令和5年8月～】

従来のカードリーダー



1万円～3万円程度



安価なカードリーダー



3,000円程度～

＜②カードリーダーの無償貸与＞

- ・建設業振興基金から元請事業者に対し、カードリーダーを1台無償貸与（モニター後のカードリーダー返却不要。新規に事業者登録をする事業者が対象）。

【令和4年12月～令和8年9月（予定）】



※ 厚生労働省によるカードリーダー設置の助成金は、令和7年度から発展的に解消。

2. カードリーダー以外の手法の拡大

＜①iPhoneでの読み取り＞

- ・CCUSカードを、iPhoneで読み取り可能になるよう、管理者向けアプリ（「建レコ」）を改修。

【令和6年1月～】



＜②電話認証・顔認証＞

- ・携帯電話の発信や顔認証により、カードリーダーがなくても就業履歴を蓄積可能とするシステムを導入。

【令和3年10月～】

※令和5年10月～令和8年3月は、初期費用を無料にするキャンペーン実施。



必要最小限の機能にしばったライトプランを新設

【令和8年4月～】

＜③QRコードの読み取り＞

- ・CCUS登録技能者向けアプリ「建キャリ」で表示したQRコードを読み込ませることで、履歴蓄積可能とする（CCUSカードも不要。）

【令和7年8月～】



技能者登録方式の詳細型一本化について

- 改正建設業法の全面施行や育成就労制度の導入等といった、建設技能者を取り巻く制度的環境の激変へ迅速に対応するとともに、一定の周知期間を確保する観点から、令和9年（2027年）3月31日をもって簡略型登録の新規・更新申請を終了。以降は詳細型登録に一本化。
- 現に簡略型登録を経た技能者については、次回更新時に詳細型へ移行（任意の前倒し移行も可）。
- 詳細型登録手数料については、簡略型に比して詳細型の事務処理コストが高額であること等を踏まえ、中長期の収支に大きな影響が生じないように配意しつつ、当分の間、所要の引き下げを実施。
- あわせて、詳細型登録による最大のメリットである能力評価受検を加速するため、当分の間現行の支援措置を継続。

現行

技能者登録 2段階登録方式

簡略型登録料：**2,500円**

詳細型登録料：**4,900円**

※簡略型から詳細型への移行：**2,400円**

見直し後（令和9年（2027年）4月1日～）予定

技能者登録 詳細型のみ

簡略型登録：**廃止**

詳細型登録料：当分の間**4,000円～4,500円を想定**

※簡略型から詳細型への移行：**1,500円～2,000円を想定**

1. 開始時期

令和9年（2027年）4月1日

2. 対象者

新規申請技能者及び更新申請技能者

※令和9年（2027年）4月1日より前に簡略型で登録された技能者は、次回更新時に詳細型へ移行。

3. 技能者登録料

当分の間4,000円～4,500円/人への引き下げを想定

※引き下げ措置の終期については、詳細型への移行や技能者登録更新の進捗状況やこれを踏まえた中期的収支の見通しを踏まえ、令和10年度（2028年度）以降に決定。

4. その他

現在、時限的（令和8年（2026年）3月末まで）に実施している能力評価に係る評価手数料の全額支援を当面の間延長する。

令和8年度 土木工事積算基準等の改定について

1.(1)1) 建設業における多様な働き方の実現に向けた支援

- 直轄工事における試行を通じて、建設業は完全週休2日を含む週休2日が可能な業界であることを確認。
- 他方、地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。

※直轄土木工事は「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」等による試行は完了とし、多様な働き方の実現を支援してまいります。

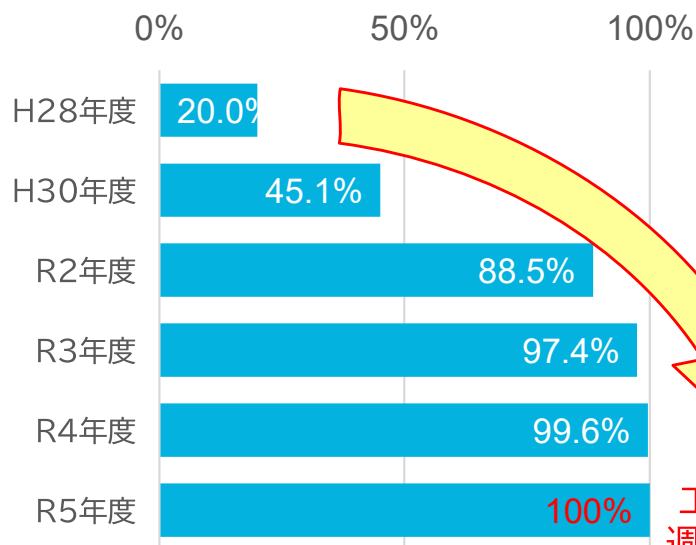
これまでの週休2日の推進と今後の働き方のあり方

H28～R5
週休2日の取組の拡大

R6～R7
週休2日の質の向上

R8～
多様な働き方の実現

週休2日工事(工期全体)の実施率(直轄)



工期全体の
週休2日達成

R6～
月単位の週休2日制を推進
R7～
週単位の週休2日制を含む
多様な働き方を推進

月単位・週単位の週休2日が
達成できることを確認

週休2日としての働き方

気候(猛暑対策等)を踏まえた働き方

変形労働時間制を適用した柔軟な働き方

ICT・DX等を活用した効率的な働き方

担い手の多様化に合わせた働き方

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2～1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書を作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

(4-3) 好事例の横展開【新規】

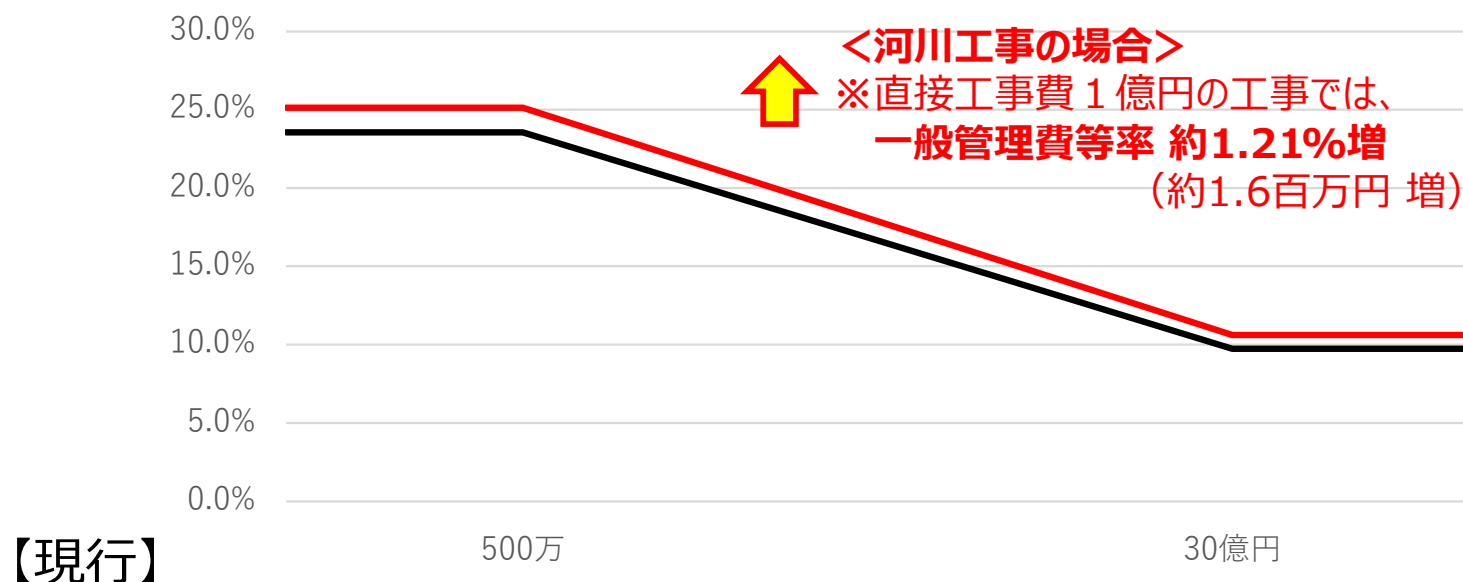
中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

1.(1)2) 一般管理費等率の改定

- 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定。
- 引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、賃金・労働時間等の実態調査の取組を強化していく。

一般管理費等率の改定



【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
25.13%	$-5.21826 \times \text{LOG}(\text{Cp}) + 60.08343$	10.63%

Cp : 工事原価(円)

※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

1.(2)1) 現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

- 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
- より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。
- 【猛暑対策サポートパッケージ関連】

現行

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舍の快適化 3.デザインボックス(交通誘導員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連施設および厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費等(地域行事等の経費含む) 9.社会貢献

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot Pi^{-0.174}$	$i=39.9 \cdot Pi^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

+

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

改定

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ICT設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舍の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4.衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策
地域連携	1.広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2.見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3.社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4.現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=45.9 \cdot Pi^{-0.175}$	$i=32.5 \cdot Pi^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

+

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

1.(2)2) 快適トイレの費用計上の拡充

- 平成28年度より、直轄工事において快適トイレの原則化を実施。
- 最新の調査実態を踏まえ、上限額を見直すとともに、更なる現場環境改善の推進の観点から、上限基数を撤廃。
(設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定)

快適トイレの標準仕様

1. 快適トイレに求める機能

- ①洋式（洋風）便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を5 kg以上とする）

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

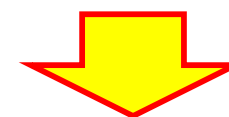
3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

快適トイレの費用計上（1基あたりの上限額）

	単位	R2年度
快適トイレ	円/基・月	51,000
ハウス型トイレ	円/基・月	102,000

※男女別で1台ずつ計2台まで計上可



	単位	R8年度
快適トイレ	円/基・月	<u>57,000</u>

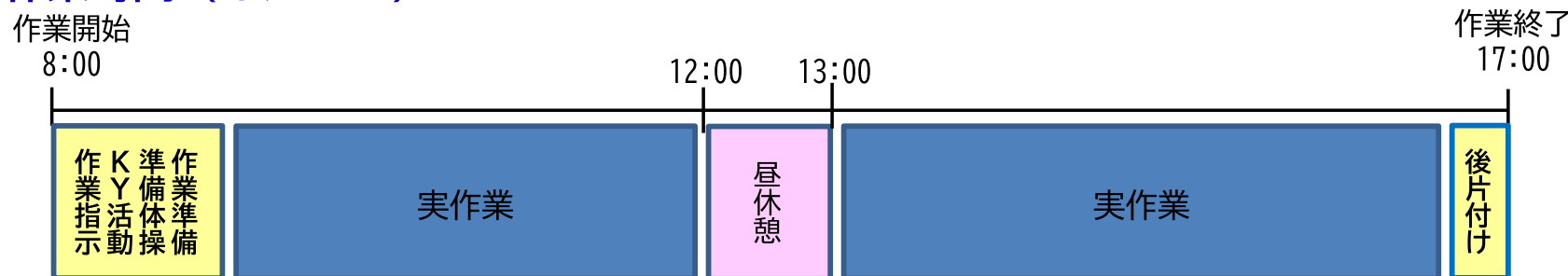
※設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定
 ※ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、
入口別に57,000円/基・月上限まで計上可能。

1.(3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

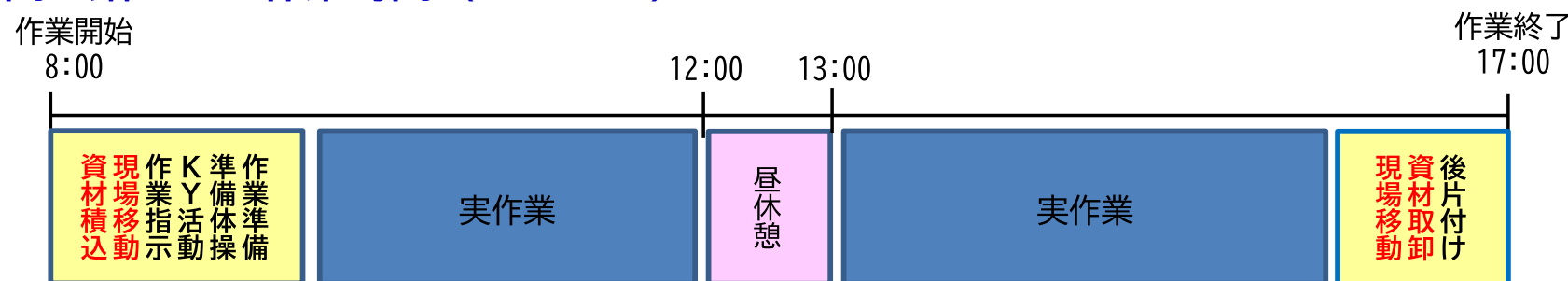
時間外労働の上限規制対応【移動時間を考慮した歩掛の改正】

- KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等是一日の作業時間（就業時間）に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
- 路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和4年度に調査表の全面見直しを実施。
- 令和7年度は、路上工事だけでなくトンネル工事や砂防工事等においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間を踏まえた作業時間（イメージ）



路上路盤再生工など **11工種** で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒ R8年度歩掛改正に反映

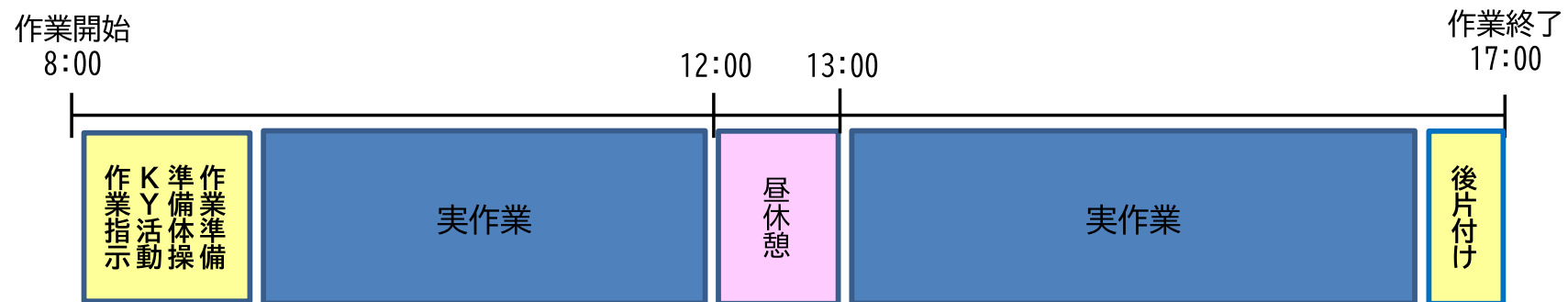
半たわみ性（コンポジット）舗装工、伸縮装置工（鋼製）、トンネル漏水対策工、濁水処理工（一般土木工事）、地すべり防止工（ふとんかご）、路上路盤再生工、トンネル濁水処理工、トンネル工（NATM）[発破工法]、トンネル補修補修工（ひび割れ補修工）低圧注入工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工、

1.(3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

時間外労働の上限規制対応【建設機械の回送時間を考慮した歩掛の改正】

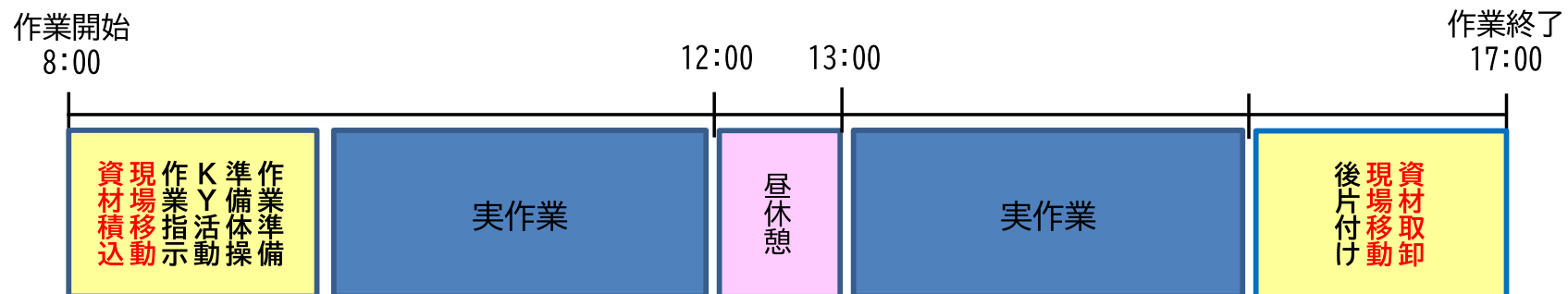
- 令和6年度より、建設機械を日々回送して使用する工種において、日当たり施工量に変動が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間の増加により変化した作業時間（イメージ）

※日々回送する移動式クレーン



移動式クレーンを日々回送している **3工種** において、クレーンを用いた作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒ 令和8年度歩掛改正に反映

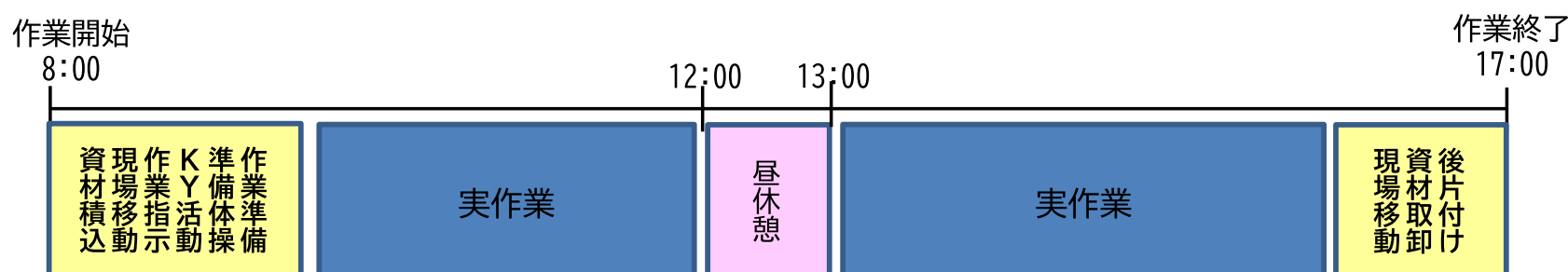
トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）、P C 橋架設工（架設機械据付・解体）、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）

1.(3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

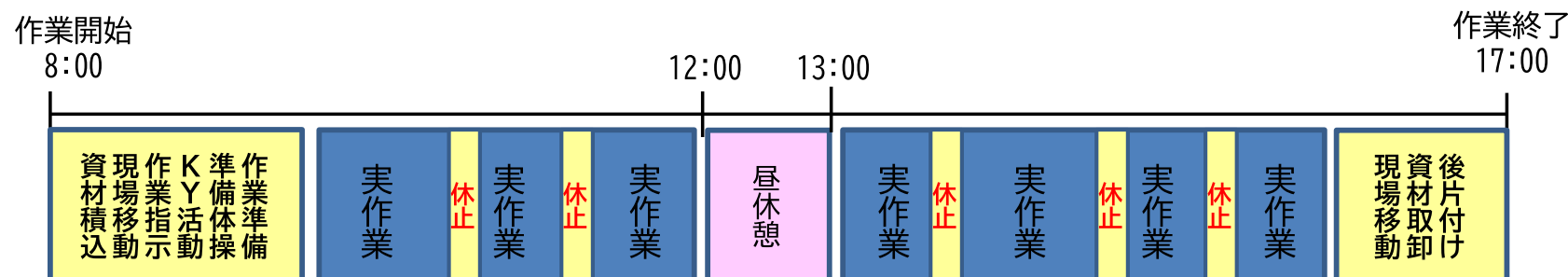
作業休止時間を考慮した歩掛の改定

- 建設現場の作業管理として行われている**作業休止時間（振動作業対策、腰痛予防対策や熱中症予防対策など）が増えた**ことにより、実作業時間に減少している傾向が見られたため、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■作業休止時間・手待ち時間を踏まえた作業時間（イメージ）



鉄筋工や仮囲い設置撤去工など**6工種**で、作業休止時間等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R8年度歩掛改正に反映

鉄筋工、仮囲い設置撤去工、土のう工、路上路盤再生工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工

1.(4) 施工規模に応じた標準歩掛(小規模歩掛等)の設定

- 土木工事標準歩掛の使用にあたって、積算者が適用可否の判断をしやすいように適用範囲及び施工方法などを詳細化。

土木工事標準歩掛 『13章 道路維持修繕』 ④ 道路打換え工 の例

1. 適用範囲

本資料は、維持修繕アスファルト舗装工のうち、舗装版とりこわしから舗装までを急速施工する現道打換え工事に適用する。ただし、交差点内の施工を含みかつ従道路側の交通規制を伴う交差点部の施工に際し、交差点部を小規模に分割し施工する場合は、当該交差点部分のみ別途考慮する。

舗装版とは、コンクリート層及びアスファルト層を総称している。

1-1 適用出来る範囲

- (1) 日当り平均作業量が50m²以上420m²以下の場合

小規模施工の場合で、標準歩掛を適用せず、別途考慮すべき現場条件を記載

標準歩掛が適用出来る施工規模を記載

1-2 適用出来ない範囲

- (1) 急速施工（舗装版とりこわしから舗装までを1日で完了する施工）ではない場合
- (2) 舗装版破碎工（舗装版のとりこわし及び掘削積込）のみを施工する場合
- (3) 排水性舗装、シックリフト工法、Q R P工法等を施工する場合

標準歩掛が適用出来ない範囲を記載

1. (4) 施工規模に応じた標準歩掛(小規模歩掛等)の設定

○ 維持修繕に係る工種（トンネル補修工）等で小規模施工を考慮した歩掛の制定、改定。

○トンネル補修工 断面修復工(左官工法)

新規

【工法概要】

トンネル覆工コンクリートの劣化により欠落した部分や、欠落はしていないが劣化因子を含むかぶりコンクリートをはつき取った後、金コテ等で断面修復材料を塗り付け、仕上げる工法。

【課題】

- ・施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材搬入等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。



【小規模対応】

- ・トンネル当りの**施工規模**(修復延べ体積)により適用する歩掛を区分分けし、少量の場合の実態を反映
 - ①延べ体積が 0.1m^3 以下の場合：一律の歩掛
 - ②延べ体積が 0.1m^3 を超えの場合： 0.1m^3 当り歩掛×修復延べ体積

【施工状況】



コンクリートはつき作業



断面修復(左官)作業

○トンネル補修工 ひび割れ補修工(低圧注入工法)

改定

【工法概要】

コンクリート構造物の劣化により、ひび割れした部分に圧縮空気、ゴムやバネの復元力などを利用して加圧できる専用器具を用いて、樹脂系あるいはセメント系の材料を注入して補修する工法。

【課題】

- ・施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材搬入等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。



【小規模対応】

- ・トンネル当りの**施工規模**(補修延べ延長)により適用する歩掛を区分分けし、少量の場合の実態を反映
 - ①延べ延長が25m以下の場合：一律の歩掛
 - ②延べ延長が25mを超える場合：10m当り歩掛×補修延べ延長

【施工状況】



注入器具取付作業



注入材注入作業

中国地方整備局における取り組み



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省
中国地方整備局

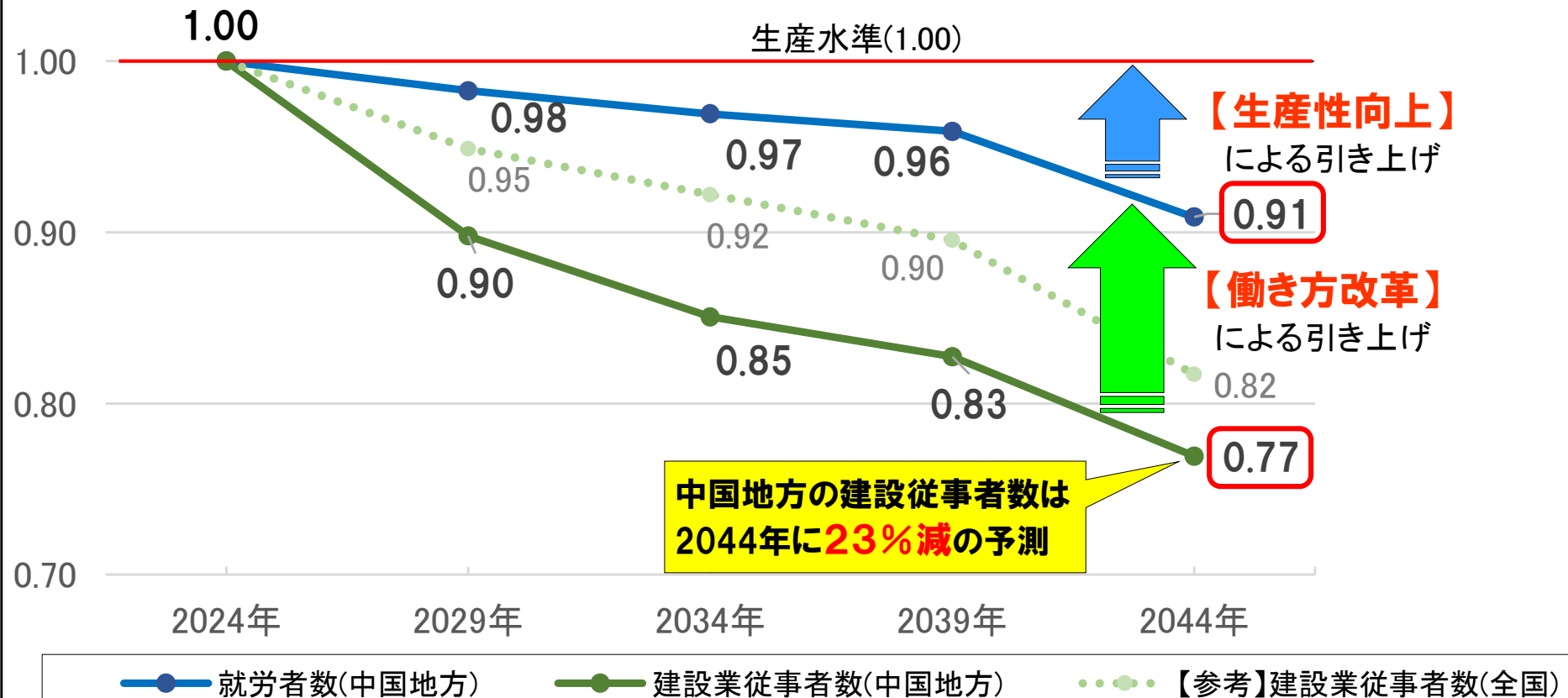
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

中国地方の建設業従事者の推移

- 2044年の就労者数(中国地方)の予測は、2024年に比べ0.91倍で減少の傾向。
- うち建設業従事者数(中国地方)の予測は、**0.77倍と大きく減少**。
- このため、「**生産性向上**」、「**働き方改革**」による引き上げは重要。

就業者数の推移予測

単位: 伸率



※1 総務省「労働力調査」を元に中国地方整備局が作成

※2 伸率は、2024年を1.00とした場合の変化率

アクションプラン

- 令和7年度は第3次担い手3法の全面施行で、技能者の処遇改善に向けた商習慣をいかに現場レベルまで浸透されるかが問われている。
- 技能者の処遇改善と将来の担い手を確保し、技術力と生産性を競う健全な環境を築くため、中国地方整備局では4つのアクションプランを導入し、建設業が地域の守り手として将来に持続するための取り組みを新たに導入。

- 第1弾 若手優秀技術者表彰導入 発 表 : 2/13
- 第2弾 省人化チャレンジ導入 発 表 : 2/20
- 第3弾 猛暑サポートパッケージ 発 表 : 2/27
- 第4弾 2026DX推進計画策定 発 表 : 3/6



令和8年度 中国地方整備局若手優秀技術者表彰 の創設

■創設の目的、背景：

○中国地方整備局では、私たちの生活を支えるインフラの整備や維持管理、災害時の応急復旧対応など、地域の安全・安心を担う建設業界の「次世代の担い手確保」に貢献する施策の一つとして『若手優秀技術者表彰』を創設し、令和8年度より表彰を行います。

○優良な成績を収めた工事・業務の若手技術者を表彰し、インセンティブも付与することで、

- ・ 業界の積極的な採用や育成
- ・ 若手技術者のやり甲斐や達成感の創出
- ・ 定着の促進（離職者の抑制）



に寄与し、活力と魅力ある持続可能な建設業界を目指します！

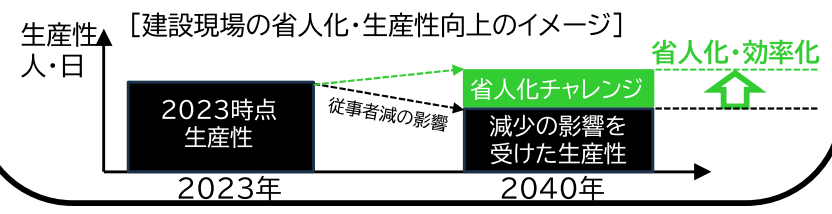
項 目	工 事	業 務
①対象年齢	工期開始日に35歳以下	工期開始日に40歳以下
②対象者	監理技術者 等 (又は特例監理技術者、主任技術者、現場代理人)	管理技術者 等 (又は主任技術者、現場代理人)
③推薦基準	工事評点81点以上 (※R6平均点80.3点)	業務評点80点以上 (※R6平均点79.8点)
④表彰制限	生涯1回限り	生涯1回限り
⑤インセンティブ	建設：0.7点（事務所長の1/2）・4年間 港湾：0.5点（事務所長の1/2）・5年間	建設：0.6点（事務所長の1/2）・4年間 港湾：1.8点（上位加点の0.6掛け）・3年間

中国地整「省人化チャレンジ」始動！～地域建設業の省人化技術へのチャレンジを支援～

○建設業においては、従事者の減少が急速に進むと予測され、生産性の向上は必須の課題
○こうした背景を踏まえ、本試行は、導入にかかるコストや評価が障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい新技術・新工法等について、適切な評価及び活用を推進し、小構造物や維持修繕等の人手に依存しがちな施工環境の改善を通じて、更なる生産性向上を図るとともに、建設現場の省人化を推進することを目的とする。（品確法）

【課題】

- 現場作業を担う技能労働者が減少
- 小規模工事ほど機械化が難しく人手も多く必要
- 実績が無い新技術導入の壁
 - ・新技術の導入費用
 - ・分からない活用効果



【概要】

- 対象工事 施工能力評価型（Ⅱ型）
- 対象工種 「土工（床堀、埋め戻し含む）」、「小構造物」、「維持修繕」
※施工（作業）限定した省人化技術とし、施工管理等のソフト技術、目的物や材料の変更を含む省人化技術は対象外
- 対象技術 NETIS-A、NETIS未登録技術
- 評価 総合評価点及び工事成績を加点
- 費用 契約額の5%を上限に費用計上



【期待される効果】

ステップ①

【制度面での支援】により



- ▶チャレンジ提案と実行に加点評価
- ▶チャレンジ費用の計上
- ▶活用効果を可視化し横展開

ステップ②

【省人化技術が好循環】し



- ▶ 有用な新技術活用の活性化
- ▶ 現場の生産性向上
- ▶ 省人化技術の開発促進

ステップ③

【持続可能な建設業】を実現



- ▶ 新技術で働き方を改革
- ▶ 建設業の生産水準の確保
- ▶ 建設業が選ばれる産業へ

建設現場の生産性向上を目指し、NETIS未登録技術を対象とした**土木分野以外の異分野技術も含めた『省人化技術プラットフォーム』**を全国で初めて中国地方整備局で構築・運用

【NETISに登録されていない埋もれた有用な「省人化技術シーズ」を**掘り起こし**、有用な省人化技術を**普及**させることで、**建設現場の生産性向上を図るとともに、NETIS市場のさらなる活性化を目指す**】

■NETIS未登録の有用な 「省人化技術シーズ」

土木分野以外の「IT・情報通信や製造業などの異分野で培われた技術」の開発が進み、建設現場への本格的な導入段階にある

- ・自動施工技術
- ・遠隔施工技術
- ・実施工において、人力を機械施工とする技術
- ・資料作成において、手作業を減らし、センサー、AI、アプリ等を活用して作業を効率化する技術 など

一方、
・異分野技術のためNETISへ登録されていないが公共工事で活用可能性がある
・公共工事で試せる現場がないため、技術検証に至っていない
など、NETIS未登録技術の中にも有用な技術がある



掘り起こし
[省人化技術シーズを公募]

- ・具体的な**ニーズ**は**指定せず**
建設現場の「省人化に資する」技術を対象とする

有用な省人化技術を普及

■『省人化技術プラットフォーム』

応募された技術概要情報を一覧表としてとりまとめ、公開

[省人化技術シーズ・ショーケース]

- ・○○技術 ・■■技術
- ・▽▽技術 ・.....
- ・土木分野以外で開発が進む
「建設現場の省人化に資する」と考えられる技術
- ・建設現場での有用性が期待される技術
- ・建設現場では未だ活用されていない技術

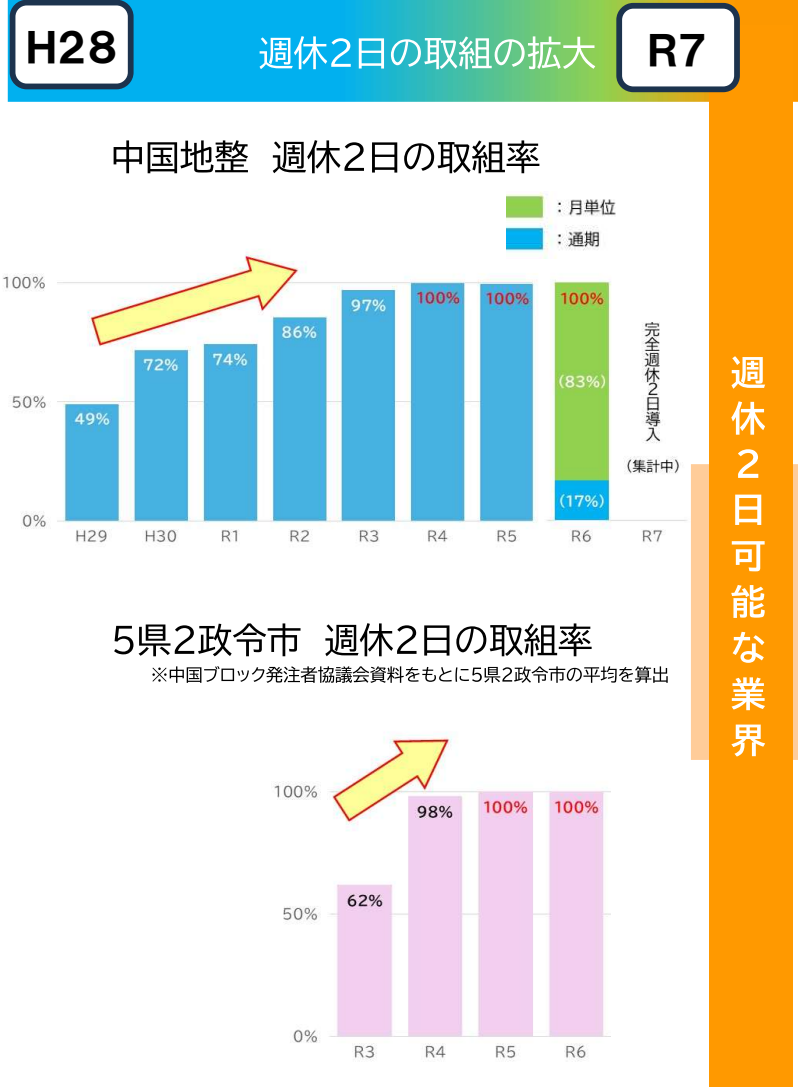
現場活用を推進（官-民，民-民）

NETIS市場のさらなる活性化！

**建設現場の
生産性向上！**

NETIS登録技術
(実用化している公共工事等に関する技術)

- 中国地整では、建設業における働き方改革推進のため平成28年度から週休2日に取り組んでおり、これまでの取組を通じ、建設業は週休2日の可能な業界であることを中国地整、5県2政令市で確認。
- 一方、過去3年間の平均気温は統計史上1位～3位を占める猛暑環境が続くなか、屋外での作業を要す建設業において、労働環境の改善が緊急の課題。
- 令和8年の夏も全国的に平年より高くなると気象庁より発表され、画一的な対策ではなく施工者に合った対策を選ぶよう猛暑期間を回避した工事や休工可能とする工事など、猛暑対策を推進することで、受注者の意向に沿った多様な労働環境を創造。



R8～

多様な働き方の推進

施工時期や時間について柔軟な労働環境支援

(1-1) 猛暑期間を回避した工事

- ・発注者が事前に調整し、外業を伴わない期間(余裕期間、準備期間、後片付け期間等)が猛暑期間に収まるよう工期設定した工事の発注

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・発注者が設定した猛暑期間のうちで、施工者が休工期間を任意で設定(2週間以上必須)できる工事の発注

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議明記

- ・施工者の提案により、猛暑期間に休工する場合、工期延期の協議に柔軟に対応することを特記仕様書に明記

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・施工者の提案により、暑い時間を避けるため作業時間を変更する場合、必要があれば、施工者が行う関係機関等協議等に発注者が協力することを特記仕様書に明記

中国地整独自 地域の実情を反映した工期設定

- ・県単位で設定していた雨休率を、地方生活圈毎での設定に見直すことで、きめ細やかな工期設定を実施(令和8年度から)

猛暑対策経費

- ・現場環境改善費での熱中症対策費用の計上【継続】

事業工程等に支障のない全ての工事
で取組実施

全ての工事で実施

○中国地方整備局では、2022年度に「中国地整インフラDX推進計画」を策定し、2025年度までの4ヶ年を通じて、①中国地整が行う業務の効率化に資する81の取組と、②建設現場の生産性向上に資する取組を推進してきました。

○2026年度からの5カ年を新たに2ndステージと位置づけ、①AIの活用等による業務の大幅な効率化と、②i-Construction2.0の実現に向けた取組を集中的に実施し、真のデジタル・トランスフォーメーションへの昇華を目指します。

中国地整業務の効率化

- “1stステージ”では、デジタル技術を活用した、河川流量観測の自動化、道路出張所業務の高度化、汎用的な業務への生成AIの試行、窓口業務のオンライン化など、**多岐にわたる81の取組**を実施。
- “2ndステージ”では、生成AIやシステムの導入、通信技術を活用した情報共有化など、業務を効率化する16の取組を集中的に実行し、**定型業務に費やす時間の5割削減を目指すなど、業務のトランスフォーメーションを実現。**

【概要】

- 生成AIやシステムの導入により定型業務を効率化
 - ・議事録作成にAIを活用
 - ・勤務時間管理にシステムを活用 など
- 通信技術を活用した情報共有化
 - ・TEC-FORCE活動をバックオフィスで支援
 - ・「先遣飛行隊」(ドローン)で被災状況の早期把握
 - ・遠隔操作システム付車両の導入で迅速な災害復旧
- 職員のDXリテラシーを向上
 - ・DX技術が使える職員を育成のため、若手～管理職迄の全職員を対象とした、i-Con等の演習を主とする研修を実施

【期待される効果】

- WLBの向上による活気のある職場の形成
- 自主的な研鑽による**スキルアップの促進**
- 全職員のDX技術の理解度向上

➡ 定型業務に費やす時間を5割削減



建設現場の生産性向上

- “1stステージ”では、ICT活用工事実施件数の拡大を進め、**建設現場での生産性向上**に取り組んできた。
- 将来の建設従事者の減少が予測されるなか、持続的なインフラ整備・維持管理を実施するためには、**更なる生産性向上が急務**。
- “2ndステージ”では、i-Construction2.0の実現に向け、施工のオートメーション化に向けた取組や施工の効率化を追求する設計などの取組により、**2029年度(R11)に生産性10%向上を目指す**。

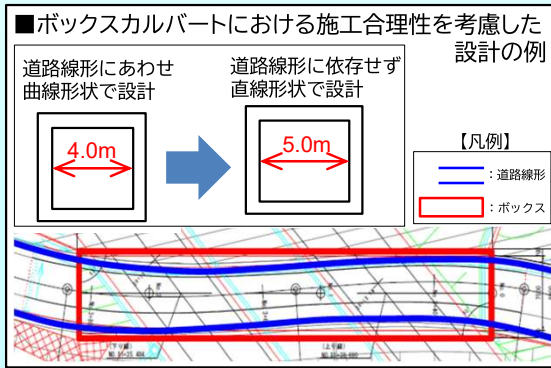
【概要】

- 施工の効率化を追求した設計を実施
 - ・直接形状で設計(道路線形に依存せず効率化)
 - ・プレキャスト工法適用拡大
- ICT活用工事の原則化や複数工程でのICT活用を推進
- 遠隔施工の試行工事を導入
- BIM/ CIM等、測量から設計・施工・維持管理まで3次元データ連携の推進

【期待される効果】

- 全ての工事で**ICT施工をあたり前に行う環境創出**
- 設計段階から**効率的な施工環境の創出**

➡ 生産性10%向上





2026年度 中国地方整備局 インフラDX推進計画

令和8年3月6日



国土を**整**え、全力で**備**える
国土交通省
中国地方整備局

～地域建設業の持つポテンシャルを最大限活用～

ターゲット	項目	施策	取組名
建設現場の生産性向上・働き方の改革	生産性向上	①革新の標準化(ICT)	直轄工事でのICT複数工種活用工事の拡大
			地方公共団体でのICT活用工事の拡大
			未経験企業へのICT活用工事の普及
		②省人化技術による現場施工の最適化	省人化に資する建設機械による工事の試行
			遠隔操縦機械による工事の試行
			無人化に資する建設機械による工事の試行
			地元建設業における新技術活用(省人化チャレンジ)の導入
		③建設現場の脱炭素化	GX(電動)建機の普及
			次世代燃料の普及
			低炭素コンクリート・アスファルトの活用を試行
		④設計段階から施工合理化	プレキャスト工法の拡大
			設計段階から施工合理性を考慮
		⑤デジタルデータの連携強化	BIM/CIMデータの活用拡大
			プロジェクトデータの共有
	働き方改革	⑥多様な働き方の推進	猛暑期間を回避した工事発注
			猛暑期間を休工可能とする工事発注
		⑦工事書類デジタル代替化	工事完成図書のBIM/CIMデータ置き換えによる省力化の試行
		⑧プロジェクト管理の円滑化	ワンデーレスポンスの徹底
		⑨地域連携の強化	地方公共団体での週休2日、業務平準化の普及

① 革新の標準化 (ICT)

② 省人化技術による現場施工の最適化

5年後の 目指す姿	ICT技術を活用した施工を「標準」へ
方 針	➢直轄工事でのICT複数工種実施の標準化 ➢中国LightICTの試行完了 ➢地方公共団体でのICT活用工事の拡大

2026年度の取組

【直轄でのICT複数工種活用工事の拡大】

- 総合評価で2工種(ICT)※1の活用で加点する方式を導入
※1 発注者指定型、受注者希望型の全てを対象とする。
- ICT舗装工の発注者指定型(中国LightICT※2含む)を拡大
ICT地盤改良工(固結工)の発注者指定型を導入
※2 ICT活用5要件のうち、「出来形管理等施工管理」を必須とし、その他の活用を任意とするもの。
- 発注者指定II型を3.4億円以上に導入
施工者希望I型を1億円以上に拡大
○対象工種
ICT地盤改良工(表層・路床安定処理工、バーチャルドレン工(パ-パ-ドレン工、サンドコンパクション工))
ICT法面工、ICT構造物工、ICT基礎工、ICT擁壁工、ICTコンクリート堰堤工



発注者協議会



岡山県真備町でのセミナー状況
令和7年5月

【地方自治体でのICT活用工事の拡大】

- 中国地方整備局・5県2政令市で共通目標を設定しICT活用工種の拡大
○全機関でICT舗装工の発注者指定型(簡易型含む)を導入
○全機関でICT法面工、ICT擁壁工を導入
○市町村へのフォローアップ

【ICT未経験企業への普及】

- 各県i-Construction推進連絡会や業界と連携し、未経験企業を対象とした3次元設計データ作成に関する初級者向けセミナーを実施
○対 象 100社程度
○実施回数 5回/年
- I-con普及・拡大に向けた意見交換を実施
○対 象 i-Con意見交換会
○実施回数 3回/年

5年後の 目指す姿	オートメーション化に向けた施工データの活用
方 針	➢省人化建設機械の普及 ➢遠隔操縦建設機械、無人化に資する建設機械の活用拡大 ➢地元建設業における省人化に資する新技術活用の活性化

2026年度の取組

【省人化建設機械の活用を試行】

- 省人化建設機械(チルトローテータ機能付きバックホウ)の活用を施工者希望型で試行
○中国地整管内2件で試行



チルトローテータでの狭隘部の掘削状況

【遠隔操縦建設機械の活用を試行】

- 遠隔操縦機械(バックホウ)の活用を施工者希望型で試行
○各県1件で試行

【建設機械の適正化】

- 土工事において、建機やダンプトラックの運行状況把握による予実管理の効率化を施工者希望型で試行
○各県1件で試行
- 港湾浚渫工事において、グラブ浚渫船を対象に自動化施工の試行
○中国地整管内で1件で試行

【地元建設業における新技術活用(省人化チャレンジ)の導入】

- 測量・地質調査業務を対象に省人化に資する新技術の提案を求める省人化チャレンジ業務を施工者希望型で試行
○省人化A型(総合評価)を各事務所1件で試行
○省人化B型(契約後提案)を各事務所1件で試行
- 小構造物、維持・修繕工事を対象に省人化に資する新技術の提案を求める省人化チャレンジ工事を施工者希望型で試行
○省人化A型(総合評価)を各事務所1件で試行
○省人化B型(契約後提案)を各県1件で試行
➢省人化チャレンジ業務・工事で活用した技術のうち、有用な技術については、その後の工事で活用する。(NETIS市場の活性化)

③ 建設現場の脱炭素化

④ 設計段階から施工合理化

5年後の 目指す姿	建設現場でのカーボンニュートラル化実行段階への移行
方針	➢GX(電動)建機の活用を普及 ➢次世代燃料の活用を普及 ➢低炭素型コンクリート・アスファルトの活用を普及

2026年度の実施

【GX(電動)建機の活用を試行】

- 普及が拡大すると見込まれるミニショベル(6 t未満)の活用促進工事を施工者希望型で試行
 - 各県1件で試行
 - 活用工事にはインセンティブとして工事成績評価に加点
 - ディーゼルエンジン車と比較し、作業量あたりの消費燃料等を定量的に算定しCO₂の見える化

【次世代燃料の活用を試行】

- RD燃料※の活用工事を施工者希望型で試行
 - 中国地整管内1件で試行
 - 活用工事にはインセンティブとして工事成績評価に加点
 - ※リニューアブルディーゼル：植物油等を水素化分解したHVO(Hydrotreated Vegetable Oil)

【低炭素型コンクリートの活用を試行】

- プレキャストコンクリートで低炭素型コンクリートの活用を試行
 - プレキャストコンクリートを使用する全ての工事を対象
- 現場打ちコンクリートで低炭素型コンクリートの活用工事を施工者希望型で試行
 - 中国地整管内1件で試行
 - 活用工事にはインセンティブとして工事成績評価に加点

【低炭素アスファルトの活用を試行】

- 低炭素(中温化)アスファルト舗装の活用工事を施工者希望型で試行
 - 中国地整管内2件で試行

5年後の 目指す姿	設計段階からの施工合理化追求
方針	➢プレキャスト工法の活用拡大しつつ、現場打ち工法との最適化を図る ➢施工合理性を考慮した設計へ

2026年度の実施

【プレキャスト工法の拡大】

- 「プレキャスト工法選定マニュアル」の工種を拡大し、プレキャスト製品を活用可能な環境整備を実施
 - 対象工種：ブロック積擁壁
- 次年度の工種拡大に向けた検討を実施
 - 対象工種：残存型枠 等
- 更なる拡大工種に向けた業界との意見交換やアンケートを実施

従来のブロック積擁壁
(谷積 控え35cm)

大型ブロック積擁壁
(布積 控え35cm)



【設計段階から施工合理性を考慮】

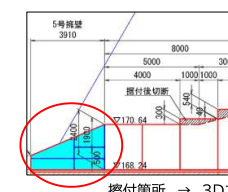
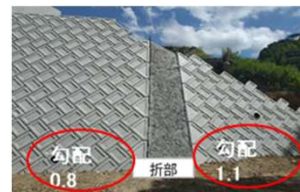
- 「施工合理化設計の手引き」に基づき、複雑な構造など施工手間の解消を実施
 - 対象工種：ブロック積擁壁
 - 作業項目：法勾配
- 次年度の工種拡大に向けた検討を実施
 - 対象工種：ボックスカルバート 等
 - 作業項目：線形、擦付 等
- 更なる拡大工種や作業項目に向けた業界との意見交換やアンケートを実施

- ・ブロック積み擁壁の線形変更を背後へ追い込み
- ・擁壁肩の起終点を直線化

- ・擦り付け箇所を3Dプリンター製品に置き換え

- 端部処理の標準化

- 法勾配統一化



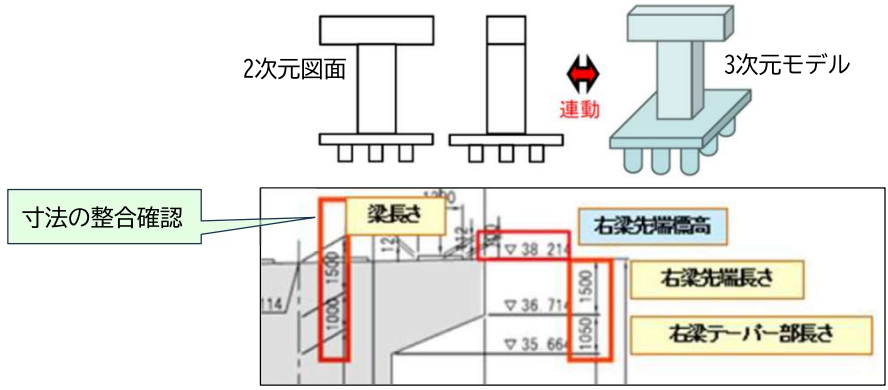
擦付箇所 → 3Dプリンタへ置き換え

⑤ デジタルデータの連携強化 ～BIM/CIMデータの活用拡大～

5年後の 目指す姿	デジタル技術を前提とする効率的な業務への変革
方針	➢3次元モデルを工事契約図書として活用 ➢3次元モデル数量の活用

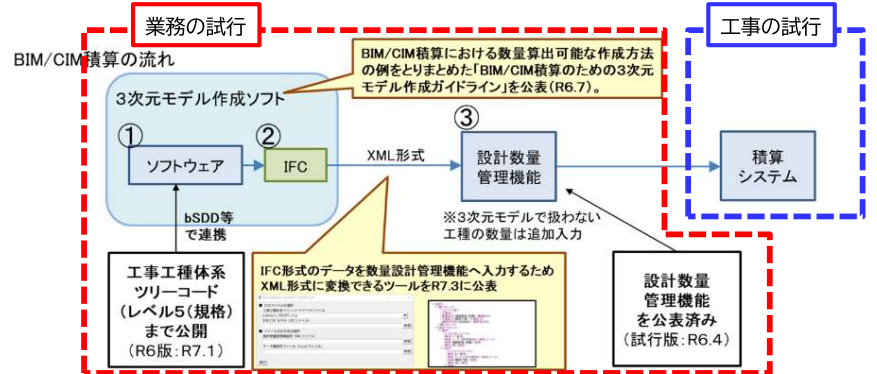
2026年度の取組

- 2次元図面と3次元モデルの照査整合の試行
 - 全ての詳細設計業務を対象に2次元図面と3次元モデルの照査整合を実施



出典：BIM/CIM推進委員会資料をもとに作成

- 3次元モデルを数量算出に活用する試行
 - コンクリート構造物（橋梁下部、函渠、現場打ち擁壁、砂防堰堤）の詳細設計業務を対象に各事務所1件で試行（令和7年度：5事務所試行）
 - 橋梁下部を対象に積算へ反映する工事を管内1件で試行



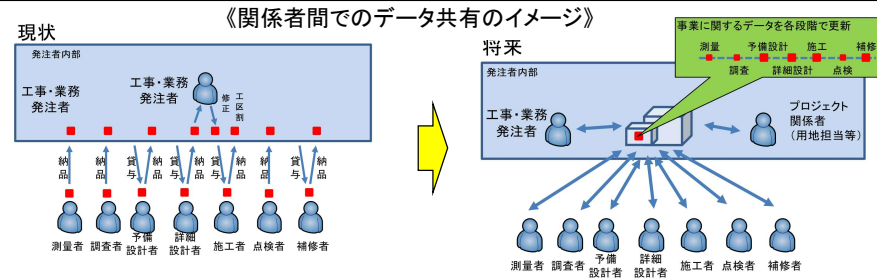
出典：BIM/CIM推進委員会資料をもとに作成

⑤ デジタルデータの連携強化 ～プロジェクトデータの共有～

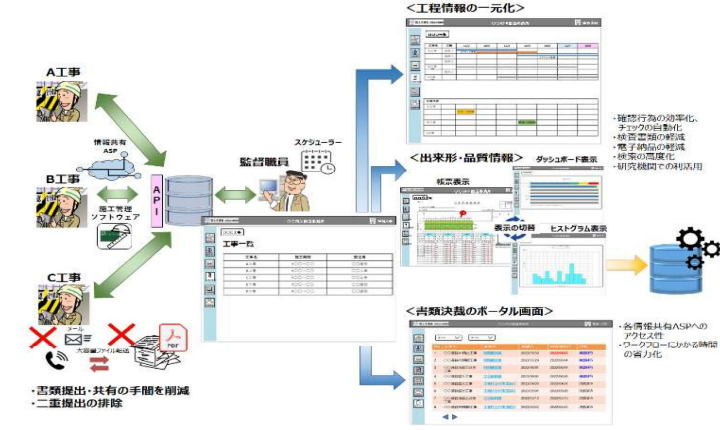
5年後の 目指す姿	建設プロジェクトの関連データを関係者間で共有し効率化
方針	➢建設プロジェクト(事業)の関係データをデータベースに保存し、関係者間で共有化 ➢事業進捗に合わせたリアルタイムデータの活用により効率化 ➢ASPの拡充により、建設現場のデジタル化・ペーパーレス化を促進

2026年度の取組

- 【データ共有化の仕組みの検討】
 - データ共有の目的、有効性の整理
 - 建設プロジェクトの関係者間で共有を図るべきデータ種別の体系を立案



《ASP拡充検討のイメージ》



- 【データの共有】
 - 建設プロジェクトの関係データを共有
 - 試行建設プロジェクト：米丸遊水地
 - ：一般国道2号 広島南道路(木材港西～廿日市)

⑥ 多様な働き方の推進

⑦ 工事書類デジタル代替化

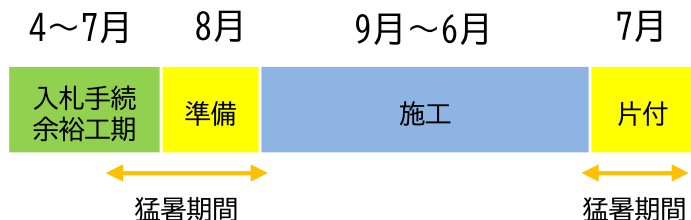
5年後の 目指す姿	地域の実情や現場環境を踏まえた多様な働き方を選択できる環境創出
方針	➢ 猛暑期間を回避した工事発注 ➢ 猛暑期間を休工可能とする工事発注

2026年度の実施

【猛暑期間を回避した工事発注】

- 工期設定に使用する「雨休率」を現行の県単位での設定からWBGTを観測している地方生活圏単位に改定し、より一層、地域の実情に合った工期設定を実施
- 猛暑期間の施工を回避できるような発注ロット調整、工期設定を実施（経常維持は除く）

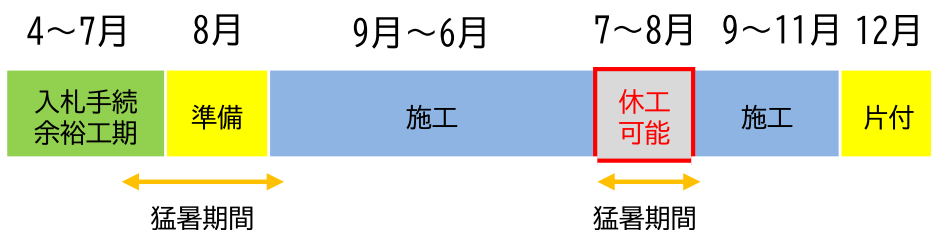
○ 事務所1件で試行



【猛暑期間を休工可能とする工事発注】

- 猛暑期間を考慮した工期設定をし、猛暑期間の休工を可能とする工事を試行

○ 管内1件で試行



5年後の 目指す姿	3次元モデルの活用により、完成図書に必要なデータを集約・共有することで、従来の工事書類の代替化
方針	➢ 出来形管理の3次元データ化にて代替 ➢ i-Con意見交換会の活用 ➢ 中国ICTサポートトップランナーとの連携

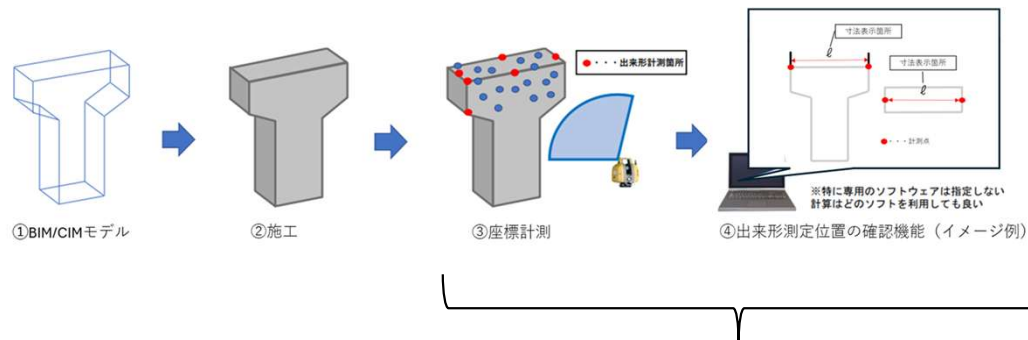
2026年度の実施

【出来形管理の3次元データ化をする工事発注】

- コンクリート構造物を対象に、出来形管理結果を3次元モデルに付与したデータを納品する工事を試行（出来形管理の提出を要しない）
- 中国地整管内10件で試行

【i-Con意見交換会の活用】

- i-Con意見交換会を活用し、ソフトウェア開発会社等との意見交換、現場ニーズ・技術シーズの連携
- 開発者視点から工事書類デジタル代替化に向けた課題抽出や解決策



発注者・受注者の現場ニーズとソフトウェア開発会社の技術シーズと連携することで、書類作成の低減を図る

【中国ICTサポートトップランナーとの連携】

- 中国ICTサポートトップランナーとの意見交換を実施
- 施工者視点からの工事書類デジタル代替化への課題抽出や解決策

⑧ プロジェクト管理の円滑化

⑨ 地域連携の強化

5年後の
目指す姿 円滑化な施工環境の創出

方 針 > 主任監督員の意識・行動力向上により、ワンデーレスポンスを徹底

2026年度取組

【主任監督員の意識付け】

- 「現場を止めずに受注者からの確認事項を速やかに処理」するために、「どうすべきか」を主任監督員が自ら考え実践
- 出張所長・建設監督官連絡会において、各自の取り組みを発表し主任監督員の意識の醸成を図る。
- 翌年度の研修や主任監督員セミナーで水平展開を図る。

【各事務所主任監督員との意見交換】

- 技術検査官と事務所の主任監督員が一堂に会し、工事監督・検査・評価・役割分担等の指導やワンデーレスポンスの取組状況について意見交換を行い、現場スキルの向上と隘路解消を図る。



研修での意見交換



本局・事務所の意見交換

5年後の
目指す姿 官民一体で連携し、建設業全体の働き方改革の実施

方 針 > 国・5県2市で毎年、共通目標を設定し、働き方改革を推進

2026年度取組

【国・5県2市で共通目標を設定】

R8年度目標

■ICT活用工事の拡大

ICT活用工事の「普及拡大」を図る

- ①発注方式の拡大
⇒全機関でICT舗装工の発注者指定型(簡易型含む)を導入
- ②適用工種の拡大
⇒全機関でICT法面工、ICT擁壁工を導入

■週休2日確保の取り組みについて

週休2日の「質の向上の拡大」を図る

- ①国・県は、完全週休2日(土日)の発注者指定型を導入
- ②政令市は、完全週休2日(土日)の受注者希望型を導入
- ③各県内の市町村への普及拡大

> 発注者協議会で
フォローアップ

■時間外労働削減の取り組みについて

受注者の「書類作成の負担軽減」について更なる推進を図るため発注機関毎の異なる工事様式の煩雑さを解消

■建設業の担い手確保の取り組みについて

未来の建設業界を担う「若手技術者の定着」を図る

- ①全機関で若手技術者表彰制度導入に向け検討
- ②各県の青年経営者との交流を実施

> 多様な働き方
> ワンデーレスポンス
> ICT活用工事の推進
> 施工合理性を考慮した設計